

定期監査報告書

第1 監査の実施場所

監査委員室 ほか

第2 監査の日程

令和5年12月1日から令和6年1月29日まで

第3 監査の対象

保健福祉局

【明細は別表のとおり】

第4 監査に当たった監査委員

井上 計二、濱田 弘、三村 英世、塩津 孝明

第5 監査の着眼点及び実施内容

今回の監査は、主として令和5年度に執行された事務のうち、収入、支出、契約等予算の執行及び財産の管理等について、その事務が法令等に従い適正に行われているかどうかを主眼に実施した。監査にあたっては、倉敷市監査基準に準拠し、任意に関係書類を抽出して調査し、必要により関係職員から事情を聴取するとともに、前回の定期監査で検討、改善等を要望した事項が適正に処理されているかについても留意して実施した。また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

第6 監査の結果

監査の結果、事務処理については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、次のとおり改善を要する事項が認められたので必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

記

[生活福祉課]

生活保護費返還金について

生活保護費返還金について、収入未済額縮減への対応は行われているが、滞納繰越分の収入未済額が多額となっているため、負担の公平性及び財源確保の見地から、引き続き収入未済額の縮減に努められたい。

[健康長寿課]

行政財産の目的外使用許可について

行政財産の目的外使用許可について、使用料の算定方法に誤りがあり、過少な使用料を徴しているものが見受けられたので、倉敷市行政財産使用料徴収条例の規定に従い適正な事務処理をされたい。

別表

監査の対象	監査の日程	監査の対象	監査の日程
保健福祉推進課	令和5年12月4日	子ども相談センター	令和5年12月13日
指導監査課	令和5年12月7日	保育・幼稚園課	令和5年12月1日
福祉援護課	令和5年12月1日	健康長寿課	令和5年12月8日
生活福祉課	令和5年12月11日	介護保険課	令和5年12月6日
障がい福祉課	令和5年12月12日	国民健康保険課	令和5年12月7日
臨時特別給付金室	令和5年12月1日	医療給付課	令和5年12月4日
子育て支援課	令和5年12月13日		

(注) 保険福祉推進課には、福祉支援連携室を含む。

福祉援護課には、被災者生活支援室を含む。

障がい福祉課には、事業所指導室及び総合療育相談センターを含む。

子ども相談センターには、倉敷家庭児童相談室を含む。

保育・幼稚園課には、保育・幼稚園支援室を含む。

健康長寿課には、地域包括ケア推進室及び被災者見守り支援室を含む。